

あま市公告第16号

一般競争入札を実施するので、あま市契約規則（平成22年あま市規則第39号）第7条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年4月14日

あま市長 村上浩司

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 小型動力ポンプ付積載車売却事業
- (2) 引渡場所 あま市役所
- (3) 引渡期限 令和5年7月31日まで
- (4) 業務概要 車両及びその他機器の引取（買取）業務
- (5) 最低入札価格 100,000円（税別）

2 入札方法

- (1) この入札は、入札説明書及びあま市公共工事等入札者心得書（ただし、あま市公共工事等入札者心得書のうち、第10条の2、第15条、第16条第2項第2号・第3号・第4号及び第19条は除く。また、第10条の別記様式1は【様式3】と読み替えること。）により行う。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 本業務の公告の日から落札決定日までの間に、あま市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年あま市訓令第46号）第3条第1項の規定による排除措置を受けていないこと。
- (4) 居住地または所在地における市町村税に未納がないこと。

4 落札者決定までのスケジュール

日 程	内 容
令和5年4月14日（金）	入札公告
令和5年4月14日（金）から 令和5年6月9日（金）まで	入札参加申込受付
令和5年4月17日（月）から 令和5年6月2日（金）まで	車両見学（要予約）
令和5年4月21日（金）から 令和5年5月19日（金）まで	質疑受付
令和5年5月29日（月）から 令和5年6月19日（月）まで	質疑に対する回答の公表
令和5年5月29日（月）から 令和5年6月19日（月）まで	入札期間
令和5年6月20日（火）	開札日
令和5年6月下旬 （「12 落札者の決定方法」を参照）	事後審査
令和5年6月下旬 （「12 落札者の決定方法」を参照）	落札者決定通知書の送付

5 仕様書等の配布

仕様書等について

ア あま市公式ウェブサイトからダウンロードすること。

(ア) アドレス 以下のとおり。

(<https://www.city.ama.aichi.jp/bussiness/nyusatsu/1006732/index.html>)

(イ) 配布期間 令和5年4月14日（金）から令和5年6月9日（金）まで

イ 「17 問合せ先」で閲覧を行う。

閲覧期間 令和5年4月14日（金）から令和5年6月9日（金）までの日曜日、土曜日及び休日（以下「休日」という。）を除いた午前8時30分から午後5時15分まで

6 本業務の質問について

本業務に対する質問及び回答は次のとおり質問書【様式10】に必要事項を記入し電子メールで送信すること。

(1) 受付期間

令和5年4月21日（金）午前9時から令和5年5月19日（金）午後3時まで

(2) 提出方法

「17 問合せ先」へ電子メールで送信すること。なお、提出した後は、すぐに問合せ先へ電話連絡し、送信した電子メールの受信確認をすること。

(3) 回答期間

令和5年5月29日（月）午後3時から令和5年6月19日（月）午後5時まで

(4) 確認方法

あま市公式ウェブサイトから確認すること。

(<https://www.city.ama.aichi.jp/bussiness/nyusatsu/1006732/index.html>)

7 現場説明

本業務の車両見学を希望する者は、次のとおり小型動力ポンプ付積載車売却業務現場説明申込書【様式11】に必要事項を記入し電子メールで送信すること。

(1) 申込期間

令和5年4月17日（月）から令和5年6月1日（木）までの休日を除いた午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 申込方法

「17 問合せ先」へ電子メールで送信すること。なお、提出した後は、すぐに問合せ先へ電話連絡し、送信した電子メールの受信確認をすること。

(3) 現場説明の日程

令和5年4月17日（月）から令和5年6月2日（金）までの休日を除いた午前8時30分から午後5時15分までで、要予約とする。

(4) その他

ア 現場説明の開始時間前に現地に集合すること。駐車スペースを設けるが、駐車場所の詳細は当日指示に従うこと。

イ 現場説明では、本業務の売却対象となる残置物品を説明するが、対象となる残置物品の残置場所の説明を除き、現地での質疑は受け付けない。

ウ 現場説明では「5 仕様書等の配布」で配布する仕様書等を使用し説明するが、資料配布は行わないため、各自で印刷し、持参すること。

エ 説明後は、現地確認の時間を設けるので、必要に応じて現地確認を行うこと。

8 入札参加申込

(1) 一般競争入札に参加を希望する者は、次に掲げる申請書類（以下「参加申込書等」という。）を持参により提出すること。

なお、期限までに参加申込書等を提出していない者は、入札に参加することができない。

<参加申込書等>

ア 一般競争入札参加申込書【様式1】

イ 誓約書【様式2】

(2) 参加申込書等の提出期間

令和5年4月14日（金）から令和5年6月9日（金）までの休日を除いた午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 申請書類の提出先

「17 問合せ先」のとおり。

9 入札

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

「17 問合せ先」のとおり。

(2) 入札書の提出期間

令和5年5月29日（月）から令和5年6月19日（月）までの休日を除いた午前8時30分から午後5時まで

(3) 入札書の提出場所

あま市役所 3階 危機管理課

(4) 開札の日時

令和5年6月20日（火）午後1時30分

(5) 開札の場所

あま市役所 2階 会議室A1・2

(6) 入札書の提出方法

ア 入札参加者は、入札書【様式3】に必要な事項を記載し、記名押印（あらかじめ届け出た印に限る。）のうえ、あらかじめ示している様式（入札書を入れる封筒の様式【様式4】を参考とすること。）による封筒に入れ（要押印）、糊付け封印したものを持参により提出すること。

イ 入札は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることはできない。

ウ 入札の延期等

競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札時まで委任状【様式5】を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(8) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係ない職員を立ち合わせて行うものとする。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札会場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札会場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札等の権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 開札会場への入場は、入札者又はその代理人のみとし、入札関係職員が認めた特別な理由がない限り、これ以外の者が入場することができない。

オ 入札者又はその代理人は、契約担当者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札会場を退場することができない。

(9) 入札結果の通知

開札をした場合において、落札候補者があるときは、その者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札候補者がいないときにはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。この場合において、落札候補者となった者が開札に立ち会わなかったときには、その者に落札候補者となった旨を通知する。

(10) 入札の辞退

参加申込書等を提出した者は、入札を辞退するときは、その旨を次のとおり申し出ること。

ア 入札執行前には、入札辞退届【様式6】を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

イ 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

10 入札保証金

入札参加者は、見積る契約金額の100分の5以上の金額の入札保証金又は(1)に掲げる入札保証金の納付に代わる担保（以下「入札保証金等」という。）を提供すること。ただしに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(1) 入札保証金の納付に代わる担保

ア 入札保証金の納付は、国債及び地方債のほか、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(ア) 政府の保証のある債券

(イ) 市長が確実と認める社債

(ウ) 銀行その他市長が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債券

(エ) 銀行等が振り出し、又は支払保証した小切手

(オ) 銀行等の保証

イ アに定める担保の価値は、国債及び地方債にあつては政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額、その他の債券にあつては額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8の金額、定期預金債券にあつては債券金額の10分の10の金額、小切手にあつては券面金額、保証にあつてはその保証する金額によるものとする。

(2) 入札保証金の納付を免除する場合

以下のいずれかを満たす場合、入札保証金の納付を免除する。この場合、以下のいずれかを満たすことを証する書類（以下「納付免除の確認資料」という。）を持参により提出すること。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 地方自治法施行令第167条の5の規定により市長が定める資格を有する者で、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであつて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 入札保証金等の受付方法

ア 入札保証金

(ア) 入札保証金提出書【様式12】へ必要事項を記入し、持参により提出すること。
なお、提出に当たっては、事前に持参する日時を「17 問合せ先」へ電話連絡すること。

(イ) 入札保証金提出書の提出後、当該提出書に記載された金額の納入通知書を発行するので、現金に当該納入通知書を添えて指定金融機関等で納入すること。

(ウ) 納入後は、納入通知書兼領収書の写しを持参により提出すること。

(エ) 納入通知書兼領収書の写しの提出をもって、入札保証金の受付とする。

イ 入札保証金の納付に代わる担保

(ア) 有価証券提出書【様式13】へ必要事項を記入し、持参により提出すること。なお、提出に当たっては、事前に持参する日時を「17 問合せ先」へ電話連絡すること。

(イ) 有価証券提出書の提出後、有価証券納付書を交付するので、有価証券等に当該納付書を添えて、会計管理者（あま市役所1階会計課）に提供すること。

(ウ) 提供後は、有価証券受領書の写しを持参により提出すること。

(エ) 有価証券受領書の写しの提出をもって、入札保証金の納付に代わる担保の受付とする。

ウ 銀行等の保証

銀行等の保証に係る保証書を持参により提出すること。

(4) 入札保証金等及び納付免除の確認資料の受付期間

令和5年4月14日（金）から令和5年6月9日（金）までの休日を除いた午前9時から午後4時まで

(5) 入札保証金等の還付

ア 入札保証金等は、入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者にあつては、契約を締結したときに還付する。なお、還付に当たっては、提供物に応じて以下のとおり請求書等を「17 問合せ先」へ提出すること。

(ア) 入札保証金

入札保証金返還請求書【様式14】へ必要事項を記入し、持参により提出すること。なお、還付は当該請求書記載の口座へ振り込むため、当該請求書の提出があった日から2週間程度要する。

(イ) 入札保証金の納付に代わる担保

有価証券返還請求書【様式15】へ必要事項を記入し、持参又は郵送により提出すること。返還は手渡しとするため、返還手続き完了後、請求者へ電話連絡をするので、「17 問合せ先」へ来所すること。なお、返還には、当該請求書の提出があった日から1週間程度要する。

(ウ) 銀行等の保証

保証書に係る受領書【様式16】へ必要事項を記入し、持参により提出すること。原則、返還は当該受領書提出時に行うため、事前に持参する日時を「17 問合せ先」へ電話連絡すること。

イ アのただし書の規定にかかわらず、落札者から申出があつたときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

(6) 入札保証金等及び納付免除の確認資料の受付先

「17 問合せ先」のとおり。ただし、提出先等を別に指示している場合は、この限りでない。

11 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札及びあま市公共工事等入札者心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札説明書において示した条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) あま市契約規則第15条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。

なお、同額の入札を行った落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。入札者又はその代理人がくじを引かないときは、入札事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札候補者を決定する。

- (2) 落札候補者は、開札日の翌日から起算して2日（休日を除く）以内に、次のとおり事後審査に必要な書類（以下「資格確認申請書等」という。）を持参により提出すること。提出期限までに資格確認申請書【様式7】等を提出しない場合は、当該落札候補者の入札は無効とする。

ア 資格確認申請書等

(ア) 個人の場合

- a 運転免許証の写し又は本人の住所、氏名等を確認できるもの
- b 住所地の市町村税に未納がない旨の証明書

(イ) 法人の場合

- a 登記事項証明書の写し（申請日前の3カ月以内のもの）

b 住所地の市町村税に未納がない旨の証明書

イ 資格確認申請書等の提出場所

「17 問合せ先」のとおり。

(3) 資格確認申請書等による審査の結果、入札参加資格要件を満たしていることが確認された場合は、その者を落札者として決定する。ただし、入札参加資格要件を満たしていない場合は、次順位の者を落札候補者とし、入札参加資格要件を満たす者が確認できるまで同様の審査を行う。この場合、12(2)中「開札日」を「提出を求められた日」と読み替える。

(4) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者に対して一般競争入札参加資格不適格通知書【様式9】によりその旨を通知する。

この場合、通知を受けた者は、当該通知の日から起算して3日（休日を除く。）以内に、その理由について書面により説明を求めることができる。

(5) 落札者を決定したときは、速やかに落札者決定通知書を通知する。

13 契約書作成の要否
要する。

14 契約の保証

(1) 落札者は、あま市契約規則第33条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

(2) 落札者が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 市を債権者とする公共工事履行保証証券による保証を付したとき。

ウ 契約の相手方が地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定める資格を有する者で、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

エ 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。

(3) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 有価証券（利付き国債又は愛知県公債）の提供

イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社）の保証

(4) (1)から(3)までに掲げる契約の保証は契約の締結時までには付さなければならない。

(5) 契約保証金は、契約履行の確認後に還付する。

15 特定の不正行為に対する措置

(1) 本契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求する。また、損害賠償の請求に併せて本契約を解除することがある。

(2) 本契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずること

がある。

16 その他

- (1) 入札参加者は、本公告等を熟読し、公正かつ適正に入札すること。
- (2) 本契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類等は返却しない。また、原則として公表せず、本入札手続以外の目的で利用はしない。
- (4) 落札者が契約締結時までの間に「3 入札に参加する者に必要な資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、あま市は損害賠償の責を負わない。
- (5) 契約を締結するまでの間に、落札者があま市工事等請負業者指名停止取扱に関する要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又はあま市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する要綱に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがある。この場合、あま市は一切の損害賠償の責を負わない。

17 問合せ先

【令和5年5月2日（火）まで】

〒490-1292

あま市木田戊亥18番地1

【令和5年5月8日（月）から】

〒497-8062

あま市七宝町沖之島深坪1番地

あま市役所市長公室危機管理課

電話：(052)444-0862

FAX：(052)441-8330

メール：shobobohan@city.ama.lg.jp